

令和4年 出雲警察署管内の少年非行状況

■ 非行少年

項目 年別等	県総数		管内総数		犯罪少年 ※1				触法少年 ※2				ぐ犯少年 ※3	
	女子		女子		刑法犯 女子		特別法犯 女子		刑法 女子		特別法 女子		女子	
R4. 12月末	101	24	29	8	13	3	4	0	10	5	2	0	0	0
R3. 12月末	98	20	38	10	22	7	4	0	11	3	1	0	0	0
増減	3	4	-9	-2	-9	-4	0	0	-1	2	1	0	0	0

- 非行少年は29人で、前年と比べて9人（約24%）減少しました。
- 初発型非行（万引き・自転車盗・オートバイ盗）による補導は、全体の約41%を占めています。



■ 不良行為少年 ※4

項目 年別等	県		管内	
	女子		女子	
R4. 12月末	451	105	89	24
R3. 12月末	474	119	125	47
増減	-23	-14	-36	-23

【語句の説明】

- ※1 犯罪少年 … 罪を犯した14歳以上20歳未満の者。
- ※2 触法少年 … 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者。
- ※3 ぐ犯少年 … その性格・環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある18歳未満の者。
- ※4 不良行為少年 … 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいなどを行い警察に補導された20歳未満の者。

- 不良行為少年は89人で、前年と比べて36人（約29%）減少しました。
- 学職別に見ると、最も多かったのは「有職少年」で30人（約34%）でした。
- 行為別では、「深夜はいかい」が全体の約53%、次いで「不良交友」が全体の約10%を占めています。



民法が改正となり、
令和4年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられましたが、
お酒やたばこは、これまで通り20歳まで禁止です。

非行や不良行為は、少年からのサインです。
このサインを見逃さず、丁寧に対応することが、
大切です。地域ぐるみで子ども達に声をかけ、
非行や犯罪被害を防ぎましょう。

